

令和3年8月30日

関西マーチングコンテストへご参加の皆様へ

関西吹奏楽連盟

WEB配信について肖像権及び著作権のお知らせとお願い

平素は、連盟の諸行事につきましてご理解ご協力をたまりありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症、熱中症等の影響で、練習場所や日程の確保が大変厳しい状況の中、それら乗り越えられて関西マーチングコンテストへのご出場、誠にありがとうございます。

例年、関西マーチングコンテストは、なかなかチケットが取れないなどの声に伝えるため、当連盟ではより多くの皆様にご覧いただけますよう、ライブでWEB配信を導入することになりました。

これによりマーチングの魅力を、より多く皆様に知っていただき、マーチングが活性化されることを願っています。

そこで、WEB配信実施についてお知らせとお願いです。

ひとつは肖像権の問題です。

実際のWEB配信は、個々のアップ映像はありません。30mフロア全体のみ映像で、且つ一人一人の顔が判別できないよう配慮した映像と演奏を配信いたします。

これにつきましては、各団体の参加申込書の中に、WEB配信を了承する、了承しないを記入する欄がございますので、了承していただける団体は配信をいたしますが、団体のご都合で配信を希望されない場合は、その演奏の間「団体のご都合により配信できません」のテロップが流れます。必ず生徒たちにご確認いただき了承欄へのご記入をお願いいたします。

次に著作権の問題があります。

普通に販売されている楽譜で編曲されない場合は特に問題ないと思います。また、作曲家の没後70年以上経過した曲は著作権が消滅していますので編曲されても問題ありません。それ以外の作曲家につきましては著作権が存在しています。編曲される場合は必ず演奏と編曲の許諾を文書で取ってください。中でもレンタル譜やディズニー関連の曲を編曲される場合は特に注意が必要です。因みに、多くの著作権利社は「編曲しないで楽譜通り普通に演奏していただくこと」を求めておられるようです。

例えば、バッテリーソロを加える場合(曲と曲の間のつながりは問題ありません)や、ソロのメロディーにハーモニーを付ける、リズムを変えるなど、明らかな編曲をされる場合は、必ず許諾が必要となります。

これらの曲でも、事前に演奏と編曲の許諾を文書で得られていれば、朝日のWEB配信担当の方が配信の許諾を得る手続きを進めてくださいます。そのため各団体から、使用曲についての正確な内容を記入いただき、下記の必要書類をご提出くださいますようお願いいたします。

・全参加団体：演奏に使う曲目と出版社名の記入、及びスコア譜の1ページ目のコピー

・編曲された団体：著作権保護期間中の曲を編曲して演奏する場合は、編曲許諾書のコピーを添付

注意：著作権がある曲を、編曲許諾を取らずに編曲された場合、コンクールと同じく大会で演奏することはできません。また許諾なしに編曲を行い、関西吹奏楽連盟へ申告しないで演奏、WEB配信をされてしまった場合、著作権元から高額の著作権料を請求されるケースがあります。その場合は当該団体に全額支払っていただくこととなりますのでご了承ください。